

滋賀県がん対策推進基金条例案要綱

1 制定の理由

がんに罹患する者が年々増加する中、滋賀県がん対策の推進に関する条例（平成25年滋賀県条例第74号）の制定を機に、がんの予防および早期発見、がん患者およびその家族の社会生活全般にわたる負担を軽減するための支援その他のがん対策に関する施策を円滑に推進するため、新たに制定しようとするものです。

2 条例の概要

- (1) がん対策に関する施策を円滑に推進するため、滋賀県がん対策推進基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県がん対策推進基金条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県がん対策推進基金条例

(設置)

第 1 条 がん対策に関する施策を円滑に推進するため、滋賀県がん対策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。